

葛飾区子どもの権利委員会の運営について

1 所掌事項

別添葛飾区子どもの権利委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第2条より、次に掲げる事項について検証する。

- (1) 子どもの権利の保障の状況に関すること
- (2) 子どもの権利に関わる施策に関すること
- (3) そのほか、葛飾区長が必要と認める事項

2 委員定数及び構成

- (1) 委員定数（設置要綱第3条）

12人以内をもって組織する。

- (2) 第2期委員構成

選出区分	人数
学識経験者	3
関係機関、団体等	7
区長が必要と認める者	2
合計	12

3 委員任期（設置要綱第4条）

委嘱の日から2年間（令和8年10月1日～令和10年9月30日）

4 会議回数（予定）

年2回程度

5 会議の開催（設置要綱第6条）

- (1) 委員会は委員長が招集する。
- (2) 委員会は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 委員会は原則公開とする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは非公開とする。

ア 葛飾区情報公開条例第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項について検証する場合

イ そのほか、委員長が必要と認める場合

6 運営及び公開について

(1) 傍聴者のルール

- ア 飲食又は喫煙をしないこと
- イ 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- ウ その他会議の妨害となるような行為をしないこと

(2) 撮影又は録音の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。

ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(3) 委員会の議事録

- ア 事務局は、議事録をまとめるため、レコーダーで録音する。
- イ 議事録は、葛飾区ホームページで公開する。
- ウ 議事録の発言者氏名は原則として記載する。

葛飾区子どもの権利委員会設置要綱

令和 6 年 9 月 6 日
6 葛子字第 1000 号
区 長 決 裁

(設 置)

第 1 条 葛飾区子どもの権利条例（令和 5 年葛飾区条例第 56 号）の基本理念に基づき、子どもの権利保障を推進することを目的に、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利保障の状況等を検証するため、葛飾区子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、検証するものとする。

- (1) 子どもの権利の保障の状況に関すること
- (2) 子どもの権利に関わる施策に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認める事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する分野において学識経験のある者
- (2) 人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する関係機関、団体等に属する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は第3条第2項第1号に掲げる者のうちから区長が指名し、副委員長は互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、非公開とする。

(1) 葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項について検証するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、委員長が必要と認めるとき。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

5 委員長は、会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、子育て支援部子育て政策課において処理する。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、正当な理由なく、委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年9月6日から施行する。